

地方独立行政法人岩手県工業技術センター第5期中期計画

岩手県 令和8年3月認可

令和8年4月1日～令和13年3月31日

以下本文

地方独立行政法人岩手県工業技術センター第5期中期計画

(はじめに)

地方独立行政法人岩手県工業技術センター（以下「センター」という。）は、平成18年に地方独立行政法人へ移行して以来、これまで4期20年にわたり、自主性と自律性を生かした効率的かつ効果的な業務運営に取り組んできた。

第4期中期目標期間において、センターは、技術相談等の基本的な技術支援、研究開発による新製品・新技術開発、課題解決型の産業人材育成など、企業等の多様なニーズに応える取組を推進してきた。また、企業等のデジタル化への対応を分野横断的に支援するため「DX推進特命部」を設置するなど、機動的な組織運営に取り組んだ。

一方で、企業等は、労働力不足や原材料・エネルギー価格上昇などの厳しい経営環境の中、加速する技術革新に適応しながら、デジタル化やカーボンニュートラルへの対応など、複雑で多様な課題に直面している。

本県においては、人口減少対策を最重要課題に位置づけた上で、県北沿岸地域の振興、ものづくり産業や地場産業等の振興に関する施策を総合的に展開するとともに、中小企業の経営力強化や生産性向上を目指しており、本県産業におけるセンターの役割は、益々重要となっている。

こうした状況を踏まえ、第5期中期計画では、企業等の確実な成長と新たな価値の創造や次なる中核産業の創出・育成につなげていくため、質の高い技術支援を基本に、

- ① デジタル技術活用やDX導入への支援を通じた工程改善や品質安定化による企業の生産性の向上
- ② シーズの創生から実用化・事業化まで一貫した幅広い分野にわたる研究開発による新たな価値の創出
- ③ ものづくりの現場において必要とされる知識とスキルを備えた技術人材の育成

を重点に位置づけ、センターの経営資源の効果的・効率的配置等による機能強化と業務運営の安定を図りながら、本県産業の持続的な発展に向けた支援を着実に実施していく。

I 中期計画の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 ものづくり産業及び地場産業の高度化・高付加価値化に向けた支援

本県産業の高度化・高付加価値化に寄与するため、ものづくり産業における競争力強化とイノベーション創出に向けた技術支援を推進するとともに、食産業や地場産業における商品開発や生産性の向上に向けた支援を推進する。

センターが県内全域の企業等で活用されるよう、漆産業や水産加工など特徴のある地域産業を有する県北・沿岸地域において、関係機関等と連携しながら、企業訪問を積極的に実施するなど、技術支援の機会の拡大を図る。

(1) ものづくり産業への支援

自動車・半導体・医療機器関連産業等における一層の集積及び高度化や、企業等による研究開発を通じたイノベーションの創出に向け、ものづくりイノベーションセンターやヘルステック・イノベーション・ハブ等を活用して技術支援を実施する。

また、デジタル化やAI・ロボット等の活用による省力化や高付加価値化への取組を進める企業等に対して、技術支援や研究開発、人材育成など、多面的な支援を行う。

(2) 地場産業への支援

食産業、伝統工芸産業、漆産業などの地域の特色ある産業のさらなる発展を図るため、企業等における付加価値の高い商品開発やブランド力の強化、デジタル技術等を活用した生産性の向上、海外展開や販路拡大等に対し、関係機関と連携しながら、技術支援や研究開発、人材育成や技術継承等への多面的な支援を行う。

2 企業の成長に向けた総合的な支援

企業等の成長を支えるため、生産性向上に資する工程改善や品質安定化、性能評価などのニーズに対し、センターの知見と技術を活かした技術支援を推進する。また、デジタル技術活用やDX導入等への支援を取り入れた技術相談や、保有する設備機器を生かした依頼試験及び設備機器貸出など、質の高いサービスを関係機関と連携しながら総合的に提供していく。

(1) 企業ニーズに対応した課題解決支援

DXやデザインなど幅広い分野の技術相談に対応することにより、研究開発や人材育成事業につなげ、企業等の課題解決や技術力向上を支援する。

また、企業訪問や関係機関との連携を通じ、企業等のニーズや課題を把握しながら支援メニューの周知や普及を図ることにより、県内企業等によるセンターの活用を促進する。

【数値目標】 企業訪問数 5年間で2,200件

(2) 依頼試験及び設備機器貸出

高度化・多様化する依頼試験や設備機器貸出のニーズに対応するため、研修等を通じて職員の能力と専門性を高め、迅速かつ信頼性の高い技術支援を提供するとともに、設備機器の計画的な導入、保守、更新を進める。

また、利用者向けの講習会や説明会等を開催するとともに、他機関と連携しながら利便性の向上を図ることで、企業等によるセンターの利用を促進する。

【数値目標】 依頼試験及び設備機器貸出件数 5年間で75,000件

3 新たな価値の創出に向けた研究開発

新たな事業展開や付加価値の向上に向けた企業等の戦略的な研究開発を推進するため、市場のニーズや産業界の技術動向を的確に把握しながら、デジタル化やカーボンニュートラルへの社会的な要請なども踏まえ、基盤的な研究を実施することで、センターの技術シーズを創出する。

また、多様な技術シーズを基に、企業等との共同研究や、他機関と連携した高度な研究を積極的に実施するとともに、実用化・事業化に向けた技術的な支援を行う。

研究開発の成果として得られた知的財産について、企業等への技術移転を念頭に戦略的な活用を図っていく。

(1) 技術シーズの創生

企業等の将来的な発展を見据えた技術シーズを創生するため、国内外の技術動向や市場ニーズに係る情報収集に努めながら、センターの強みを生かした基盤的な調査研究に取り組む。

複数分野にまたがる横断的なテーマについては、部門間の連携を強化し、戦略的かつ総合的な研究体制を構築する。

研究の実施に当たっては、成果の質と実効性を高めていくため、応用展開や実用化・事業化まで見据えながら、的確な研究マネジメントを行う。

【数値目標】 技術シーズ創生のための研究テーマ数 5年間で延べ 150 件
共同研究・外部資金研究に展開した研究テーマ数 5年間で 40 件

(2) 実用化・事業化に向けた共同研究及び技術支援

センターや企業等が保有する技術シーズを活用し、企業等との共同研究を積極的に実施することで、研究開発力を有する企業等の創出を促進しつつ、技術的成果の実用化・事業化を実現する。

企業等とともに開発した新製品・新技術の実用化に当たっては、産業支援機関等の販路開拓支援などと連携しながら、事業化を支援する。

【数値目標】 共同研究テーマ数 5年間で 100 件
技術移転件数 5年間で 180 件

(3) 知的財産の創造・保護・活用

センター単独の研究や企業等との共同研究の成果として創出された発明等の知的財産について、出願や登録などの権利化を図るとともに、企業等への実施許諾を通じた技術移転など、事業化を考慮した戦略的な活用を図る。

研修等を通じて、職員の知的財産に関する理解を深めるとともに、スキルやリテラシーの向上を図る。

また、支援機関や専門家との連携を通じて、企業等の知的財産の活用を促進する。

【数値目標】 知的財産権の出願、登録及び実施許諾等の件数 5年間で延べ 80 件

(4) 新事業・新産業の創出につながる研究開発と連携の推進

新産業・新事業の創出及び研究開発機能の更なる集積を図るため、大学や公設試等の研究機関、イノベーションの創出を目指す企業・団体等と積極的に連携・協働し、「岩手県科学技術イノベーション指針」に示された次世代ものづくり分野、ライフサイエンス分野、農林水産業高度化分野、伝統産業高度化分野などの技術テーマについて、高度な研究開発

に取り組む。

取組に当たっては、国や県、民間団体等の外部資金の活用も図り、効果的に成果を創出する。

【数値目標】 外部資金を活用した研究テーマ数 5年間で延べ25件

4 産業を支える技術人材の育成

企業等の課題解決力・研究開発力の強化や次代を担う技術人材の育成を推進するため、デジタル技術やDX等の活用を通じた付加価値の向上など、企業が抱える技術課題の解決を伴走型で支援する。

また、講習会・セミナーの開催や研究会活動の運営支援などを通じて最新技術の普及を図ることにより、ものづくりの現場で必要とされる知識とスキルの習得を支援する。

技能検定や審査委員など、県や市町村、産業支援機関等における産業支援業務について、積極的に対応する。

【数値目標】 技術研修受入人数 5年間で延べ200人

講習会・研究会開催件数 5年間で150件

5 情報発信

企業等をはじめとする多様なステークホルダーに向け、刊行物やウェブサイト、講習会、発表会のほか、学会等の外部発表やメディアの活用等を通じて情報発信を行うことで、積極的かつ効果的にセンターの支援メニューや技術シーズ、成果等について周知し、センターの利用促進を図る。

また、公開イベントの開催、見学やインターンシップの受入れ等により、ものづくり技術に関する県民の理解向上に努める。

【数値目標】 成果報告件数 5年間で450件

(うち審査の上掲載された論文等の数 75件)

ウェブサイト更新件数 5年間で450件

III 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 組織運営の改善

組織運営に当たっては、中期目標を達成するため、理事長のリーダーシップの下、役職員が一体となり、組織力の向上を図る。

情報共有と意思決定の迅速化を図るとともに、技術支援業務と研究開発業務のバランスの取れた業務遂行体制を構築する。

センター経営を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するため、企業ニーズや外部有識者の評価結果等を踏まえ、組織運営の改善に取り組む。

2 効果的・効率的な事務処理

効果的、効率的な事務処理を図るため、業務のスクラップアンドビルド、事務処理手順の見直し、デジタル技術の活用、職員の改善活動などを推進する。

業務の適正執行を補完するため、高度な専門知識を有する外部人材を積極的に活用する。

3 職員の意欲向上と能力開発

人事評価制度や表彰制度の運用、職員満足度調査の分析と活用等により、勤労意欲の向上を図る。

職員の自発的な研修受講の支援、大学院修学の支援など多様な研修機会を確保し、職員の能力開発を促進する。

また、企画部門、研究部門間の異動、県との人事交流などを通じて、計画的な人材育成を推進する。

4 コンプライアンスの徹底

ハラスメント、情報セキュリティ違反、研究倫理違反及び不正経理等を防止するため、役員が一体となってコンプライアンスを推進する。

また、情報公開については、顧客情報や守秘義務等に十分に留意しつつ、公開することが望ましいと判断する情報については積極的に公開する。

5 環境・安全衛生マネジメント

環境マネジメントのために自主運用するエコマネジメントシステムに基づき、業務における環境負荷の低減に努める。

安全衛生マネジメントについては、職場の安全管理及び職員の健康管理に係る取組を推進する。

6 職場環境の充実

社会情勢の変化や職員のニーズを踏まえ、職員が快適に就労できる職場環境の一層の整備・拡充に取り組む。

IV 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 自己収入の確保と外部資金の活用

自己収入を安定的に確保するため、依頼試験、機器貸出等の適正な料金設定を行うとともに、その利用促進に向けた情報発信を積極的に実施する。

外部資金の活用に向けた情報収集、大学や他の機関との連携、研究の受託などを積極的に実施する。

2 経費の効率的な執行

業務の効率化、合理化を進めながら、経費の効率的な執行に計画的に取り組む。

3 事業の効率化

環境の変化に対応して、実施する事業の改廃を含めた見直しを行いながら毎年度の予算を編成する。

V 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

R8年度～R12年度予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	5,144
運営費交付金	3,819
補助金	248
自己収入	692
(うちH I Hを除く収入)	(324)
(うちH I H使用料等)	(368)
受託研究等事業収入	275
目的積立金取崩収入	110
支出	5,144
運営費事業	4,763
人件費	2,673
業務費	800
一般管理費	1,290
(うちH I Hを除く支出)	(922)
(うちH I H維持管理費等)	(368)
施設整備費	106
受託事業費	275

[人件費の見積] 中期目標期間中総額 2,673 百万円を支出します。(退職手当は除く。)

2 収支計画

R 8 年度～R12 年度収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	5,516
経常費用	5,516
業務費	3,261
人件費	2,673
業務経費	588
一般管理費	1,396
(うちH I Hを除く費用)	(1,028)
(うちH I H維持管理費等)	(368)
受託事業等	275
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	584
臨時損失	0
収入の部	5,406
経常収益	5,406
運営費交付金収益	3,749
自己収益	692
(うちH I Hを除く収益)	(324)
(うちH I H使用料等)	(368)
補助金等収益	106
受託研究等事業収益	275
財務収益	0
雑益	0
資産見返運営費交付金等戻入	584
臨時利益	0
純益	△110
目的積立金取崩	110
総利益	0

3 資金計画

R8年度～R12年度予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	5,144
業務活動による支出	4,932
投資活動による支出	212
財務活動による支出	0
次期中期目標への繰越金	0
資金収入	5,144
業務活動による収入	5,034
運営費交付金による収入	3,819
補助金による収入	248
依頼試験および機器貸付等による収入	692
受託研究等による収入	275
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標からの繰越	110

VI 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

230百万円

2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延や事故の発生等により、一時的に支払資金の不足が生じた際に借入することを想定している。

VII 出資等に係る不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

なし

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、企業支援の充実強化や人材育成及び施設設備の改善に充当する。

X その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

施設・設備については、修繕計画を随時更新しながら、計画的に修繕や更新を行う。
試験研究機器については、補助金など幅広い外部資金の活用を図り、計画的に整備を行う。
また、施設・設備の適法・適正な管理のために必要とされる法定資格取得者を計画的に育成・確保する。

2 人事に関する計画

中期目標の達成のために、所要の人員の確保、特に専門性の高い人材の確保を計画的に進める。

研修等を通じた職員の能力向上を図るほか、効果的かつ効率的な人的資源の配分を行う。

3 法第 40 条第 4 項の規定に基づき業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

前中期目標期間繰越積立金は、企業支援の充実強化や人材育成及び施設設備の改善に充当する。